情報通信法制定に関する非商業的メディアへの アンケート調査 報告書

2008年11月12日

実施:市民社会メディアと政策調査ワーキンググループ

Gabriele Hadl (東京大学大学院情報学環・外国人特別研究員、

Civil Society Media Policy Research Consortium コーディネーター)

池田佳代(OurPlanet-TV 事務局長)

浜田忠久(市民コンピュータコミュニケーション研究会代表、東京大学大学院学際情報学府)

松浦敏尚(市民メディアセンターMedi-R事務局長)

三浦伸也 (東京大学大学院学際情報学府)

協力:市民社会メディアと政策研究会@東大情報

http://web.mac.com/ellenycx/CSMPiii/

はじめに

現在、欧米をはじめ韓国や台湾などのアジア地域では、メディア制度の中に市民社会メディアを位置づけている。日本では2007年より、総務省が放送と通信の融合などを主目的とした(仮)情報通信法制定に向けた具体的な検討を行っている。その主な内容は、従来の放送事業と通信分野に関連した9つの法律を一本化し、レイヤー制度を取り入れ、コンテンツ事業に関して一定の規制を行いつつ産業の活性化をめざすというものである。

ョーロッパにおけるレイヤー制度の利点は、通信インフラの合理性だけでなく、公共的メディア・商業的メディア・市民社会メディアという3つのセクターによって成立している。総務省の検討ではこの点に触れていないことについて、市民社会メディア領域を研究する当グループにおいては、検討の不足ではないかと考えた。

今回の調査を通じて、日本に存在する多くの非営利メディアは、総じて運営資金に窮しており、運営の維持や人材の確保について困難な状態にあることがわかった。それにもかかわらず活動を続けている理由は、彼らの目的意識が、既存の商業メディアや公共放送の問題点を意識したうえで、コミュニティ・マイノリティ・オルタナティブな情報を提供するなど、既存のメディアを補完しようと考えているからであった。また、表現の自由や政府の関与について懸念していることもわかった。

放送・通信行政は、日々の暮らしに必要な情報を伝える役割を果たしており、多くの人々が利用する媒体として社会に存在している。それにもかかわらず、政府が情報通信法の制定を検討していることについて、または制度への検討報告書の存在を知らないという非営利メディアが少なくなかったことは問題である。

新法制を検討する上で注意すべき点は、放送・通信業界を市場として捉え、その活性化をめざすことによって、これまで生活の充実に資する情報を求めてきた世論に逆行してはならないということである。メディアを活用する側が求める報道の公共性やメディアのあり方については、社会全体での議論が必要であろう。

また、情報通信技術の進歩によって社会全体の活性化にむけた政策づくりや、民主的な社会の実現のためには、コミュニケートする権利の大切さ、市民社会メディアの育成、情報回路としてのパブリック・アクセス導入の可能性、ITの肯定的な側面を活用するためのメディアリテラシー教育などについて考慮すべきである。

その際には、既存の放送・通信事業者のみではなく、市民社会を含むあらゆるメディアの 現状を丁寧に調査し、冷静に分析することが必要である。日本も、従来型の公共と商業の 二元的なメディアシステムを発展させ、三元的なシステムの導入を検討する時代を迎えた といえる。

本報告書では、アンケート調査の概要と結果、その分析を掲載するとともに、関連する文献などの情報も掲載した。また、政策について勧告をまとめたので、参考にしていただくことを期待する。

2008年11月12日

目 次

| はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
|-----------------------------------------------------------|-----|
| 本ワーキンググループによる勧告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 4 |
| 1. 調査の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 6 |
| 調査依頼数と回収率 | |
| 調査の目的と前提 | |
| 市民社会メディアの定義 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 7 |
| 2. 調査結果の分析 | |
| 単純集計 | |
| 現在の活動について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| 検討中の情報通信法について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 0 |
| クロス集計 | |
| 1) 情報通信法への関心度合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| 2) 報告書の認知度 | |
| 3)報告書の影響 | |
| 4) 放送局の統合・再編の許容 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| 5) 非商業メディアの存在の政策への反映 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| 6) 報告書の認知度と影響度 | 1 8 |
| 7) 報告書の影響度と許容度 | |
| 自由記述回答の分析 | |
| 政府の情報通信法づくりについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 9 |
| 有害メディア規制について | |
| 財政支援の具体的な仕組みに関して ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 2 0 |
| 非マスメディアまたは自身の活動における課題や問題定義など | |
| 3. 質問票 | 2 1 |
| 4. 参考文献と関連情報 | |
| 日本の市民メディア、海外の事例の紹介 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 2 3 |
| 海外における市民メディアセクターの政策 | |
| 市民メディアとコミュニケートする権利・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| 欧州会議のコミュニティ・メディアに関する決議(概要と原文)・・・・・: | 2 5 |

本研究ワーキンググループによる勧告

- 1. 市民社会メディアの認定と今後の取り組みを研究・検討
 - 市民社会メディアはメディア制度の中に位置づけるべきである。 オーストラリア、フランスなどのように、市民社会メディアを 商業的メディアやマスコミ、NHK などの公共放送、個人的な「マイメデイア」と「反市民社会メディア」から区別し、別のメディアセクターとして認知するべきである。根本的に、市民がメディアを使って表現する行為は人権宣言などにより保証されている権利であることの社会的な認知が必要である。
 - 市民社会メディアに関する研究の実施。

政府に研究会を設置するとともにと外部に研究を委託するべきである。その際、諸外国 (特にオーストラリア、韓国、オランダ)や国連関係の制度、法案、政策、成功事例に 関する文章や研究レポートの翻訳を行うこと。研究会は主に市民メディアの研究者と実 践者の代表から構成する。

- 以上の研究に基づいて、<u>市民社会メディアを活性化する取り組み・政策を検討し、</u> それを法案に反映させるべきである。
- 2. 日本の市民社会メディアの活性化を目指す取り組み(例)
 - 市民社会メディアに関する社会的な認知をアップする。市民社会メディアに関する 教育・研究を支援する。
 - 放送免許・電波分配・著作権などの政策・法律には市民社会メディアのニーズを反映する。規制・監督機関に必ず市民社会メディアの関係者が参加する。
 - すべての市民に開かれているインフラを支援する:メディアセンター、映像アーカイブ、など。
 - 市民社会メディアが果たす役割についての視野を様々な分野の政策の中に含める。 例えば、少子高齢化、ユニバーサルデザイン、多文化共生、メディア多様性、文化 的・技術的なイノベーション、地域社会の経済活性・文化保存など、日々の暮らし に直接かかわる分野。福祉・労働・男女共同参画・教育・文化振興・産業政策に含 めることは社会の発展に寄与する。

- 3. その他、新しい法体系に関する勧告:
 - 情報通信法制に関する検討はまだ不十分であり、2010年をめどとした目標を延長し、国内状況と海外のメディア制度について、あせらずに丁寧に研究し、再検討する必要がある。
 - ネット規制に関しては、よりポジティブな取り組みが必要である。「有害なコンテンツ」の規制よりも、「社会的に価値が高いコンテンツ」や「有利な使用」を認知するとともに支援する政策が望ましい。海外でも、有害コンテンツへの接近を防ぐ目的で、人々がメディアのポジティブな側面を活用できるようスキルアップをサポートする政策が行われている。例えば、メディアリテラシー教育や市民メディアの普及。
 - 規制を行う場合は、社会の各階層から選抜された独立行政委員会が行うべきである。 その際、市民社会メディア関係者も含めることが必要。
 - ガナバナンスの改善:政府のガバナンスを確保する上で、国民生活に重要な課題については特に、それに対する提案を市民に伝え、十分に意見を聞いたうえで策定する必要がある。放送や通信に関する法制はまさにガバナンスの確保が不可欠であり、法体系に関する検討を伝える責任、議論への市民参加をサポートし、それらを法案に反映するべきである。(注)総務省の総合的法体系に関する研究会の中間取りまとめに関するパブリックコメントは報告書に反映されなかったことが量的研究からわかる。『非営利放送とは何か』第12章参考

1. 調査の概要

【調査期間】

2008年8月5日~11日

【調査の方法】

ウェブアンケート

【調査依頼数と回収率】

アンケートへの協力依頼を約 300 の非商業的メディアへメールなどで連絡して行い、57 のメディアから回答を得た。回答率は約 20 パーセントである。アンケート調査の回収率が、近年(個人情報保護法制定以降)おおむね 20 パーセント程度であること、そして今回のウェブアンケートの期間が 1 週間であったことを勘案すると、比較的関心をもって回答してもらえたアンケートであったと考えられる。

【調査の目的と前提】

現在、総務省は2010年の法制化を目途に、放送と通信の融合などを主目的とした(仮)情報通信法制定に向けた検討が行われている。従来の放送事業と通信分野に関連した8つの法律を一本化し、いわゆるレイヤー制度を取り入れることが検討されている。

欧米諸国では、放送事業を含むメディア活動において、市民社会メディアを社会制度の 中に位置づけて、その活動を支援または育成を行っている。

各国の制度を分類すると、日本と同様な二元的な制度(公共放送とその他とするdual system)の国も残るが、1980年代以降は多くの国が次々と制度を大幅に見直し、三元的な制度(公共メディア、商業的メディア、非商業的なコミュニティ・メディアとするthree-tier system)、または多様な発信者を認定する多元的な制度を導入した("Davis -Price & Tacchi 2001" http://www.freie-radios.de/bfr/literatur/docs/Price-Tacci.pdf)。

世界銀行やユネスコなどの国連機関は、コミュニティ・メディアの存在をメディア制度の中に位置づけるべきであることをすでに強調している("Broadcasting, Voice, and Accountability" Steve Buckley, Kreszentia Duer, Toby Mendel and Seán Ó Siochrú with Monroe E. Price and Marc Raboy, http://go.worldbank.org/W7PZU0XX30)。(22頁以降の文献リストも参照)

市民社会メディアは既に、学術領域において半世紀近い歴史を持つオルタナティブメディア研究の対象である。このたび、日本の市民社会メディアの社会的位置づけを研究するための第1次調査として、独立系または非商業的メディア活動者の現状についてアンケート形式で調査を行った。調査メンバーは、自己の研究や市民社会メディアと政策研究会@東京大学情報学環を通じて、日本を含む各国の取り組みや現状について調査・研究または実践を行ってきた者で構成した。

【市民社会メディアの定義】

近年の日本では「市民メディア」や「オルタナティブ・メディア」、「非営利放送」などの言葉が普及しつつある。英語文化圏では、community media・alternative media・citizens' media, ethnic minority media, ドイツ文化圏では Bürger-Gemeinschafts-und Alternativmedien、フランス語で medias libres et communautaires などの用語が一般的に使用される。社会学研究やメディアコミュニケーション研究では civil society media(「市民社会メディア」)という用語がある。

国際的にはボランティアのみで運営されるニュース・ネットワーク Indymedia.org、6 0 年の歴史を持つアメリカの Pacifica Radio や韓国のパッブリックアクセスチャネル RTV、日本では阪神大震災をきっかけに発足した多文化放送局 FM わいわい、アイヌ語を促進する FM ピパウシ、ネット上のパブリックアクセスチャネル OurPlanet-TV、草の根のビデオ制作をサポートする市民メディアセンター「medi-R」や市民記者とプロの編集部によるニュースサイト JANJAN などは国際的に評価されている。

これらのメディア組織には以下の特徴があると言える。

- ①目的:社会的な発展、社会への貢献(町づくり、社会福祉、NPOのサポート、社会・環境問題の取り組みなど)、特定のコミュニティ(マイノリティ市民、ニート、移民、地域社会)のためのサービス提供など
- ②組織運営:民主的な運営、非営利経営 (CM の放送などの営利的収入は主たる活動の維持に資する)、市民・地域社会による自治、行政・政府・自治体と企業からのある程度の独立 ③内容:ほかのメディアが提供していない情報や娯楽、新しい分野や形式を用いるイノベーション
- ④視聴者・聴取者:「受け手」や「ユーザー」というよりは、さまざまな活動の側面(組織、内容)に参加する主体としての意識をもつ

上記はいずれも、以下のメディアから区別される:

- ・ 株主やオーナーの営利を目的とする商業的メディア
- ・ 行政系のメディアや公共放送

※以上は「主流メディア」とも呼ばれる。

- ・ 個人の趣味や家族・友達とのコミュニケーションのための「マイ・メディア」
- ・学校裏サイト、闇サイト、裏社会メディア、ヘイトメディア (hate media)など、社会にマイナスになるメディアといえる「反市民社会メディア」(un-civil society media)

今回の調査で「非商業的なメディア(NHKと行政系のメディアを除く)」という用語を用いた理由は、日本ではいまのところ「市民メディア」などの用語が一般化していないためである。その結果、行政の出資によるメディアや株式会社など営利団体としての法人格を持ちながらも、市民社会メディアとして活動しているメディアからの回答が得にくくなった可能性があると推測される。

2. 調査結果の分析

【単純集計】

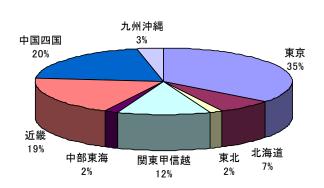
回答者の地域(都道府県)は、48のメディアから回答があり、東京が21と突出して多く、 次が大阪の5、北海道の4と続いている。回答の多かったメディアの現在の活動は、ウェブ 新聞(7)、ウェブテレビ(7)、ウェブ系その他(7)とウェブ系のメディアからの回答 が多かった。主なメディアの活用目的や問題意識は「マスコミが伝えない情報の提供」が 最も多く(19)、「メディアへの市民参加の活性化」(10)、「社会運動の活性化」「まちづく り」(8)となっている。

メディアの収入源は、「その他」が最も多く、その内訳は、映像コンテンツ制作費、大学教員、番組販売、関連事業収入、原稿料、受託事業、DVD販売があげられ、運営が安定していないことが伺える。「その他」以外で多いのは、会費(10)、広告料(7)、個人やNPOによる寄付(ボランティア労働を含む)(6)である。

現在検討されている情報通信法については、「情報通信法」という言葉を聞いたことがあるという回答が48件(84%)であるものの、情報通信法制定に向けた政府の検討内容について議論・勉強したことがあるという回答は12件(21%)にすぎない。この比率と、2007年12月に発表された「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会報告書」(以下、報告書)について「知っている」メディアの比率(26.67%)はかなり近い。

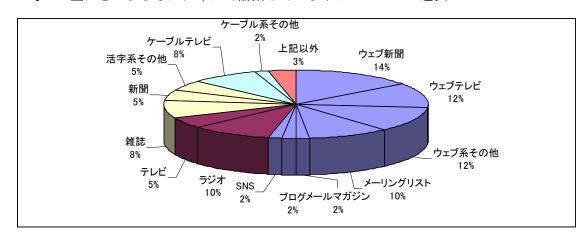
また、この報告書の内容が活動に影響するかについては、「影響する」(22)、「どちらかといえば影響する」(12)が約6割を占める。さらに、昨年の放送法改正による放送局の統合や再編の可能性については、「わからない」(26)が最も多いものの、ほぼ半数が「許容できない」(14)「殆ど許容できない」(11)と回答している。

さらに非商業的メディアの存在を政策に反映させることが「必要だ」(40)「どちらかというと必要だ」(9)と9割近くの回答者が考えている。非商業的メディアへの財政支援のあり方に対する意見は、「個人の市民支援」(32:56%)、「民間財団支援」(30:53%)、「税金をつかった支援」(23:40%)となっている。

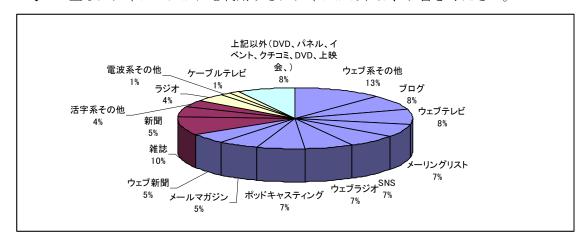


回答者属性: 地域

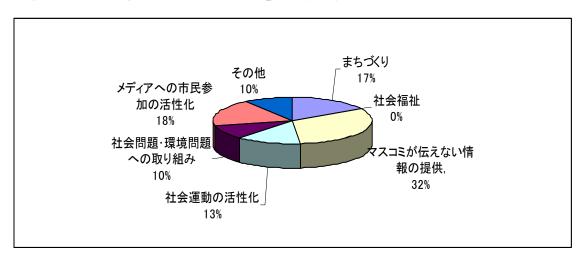
- 1 現在の活動についてお聞かせください
- ■Q1 主にどのようなメディアで活動していますか? *1つ選択



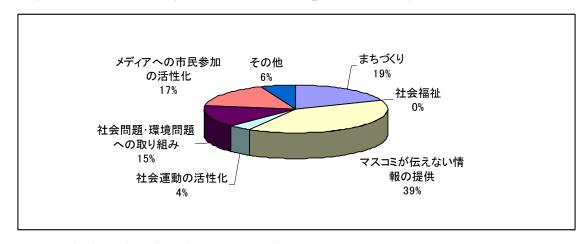
■Q2 主なメディアのほかにも利用するメディアがあれば、お書きください。



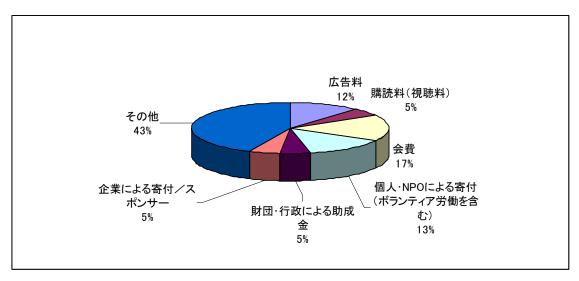
■Q3 主なメディアの活用目的や問題意識は何ですか *1つ選択



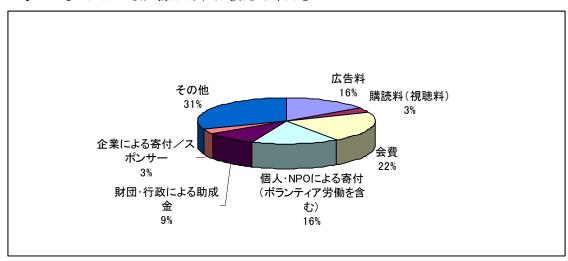
■Q4 そのほかのメディアの活用目的や問題意識があればお答えください



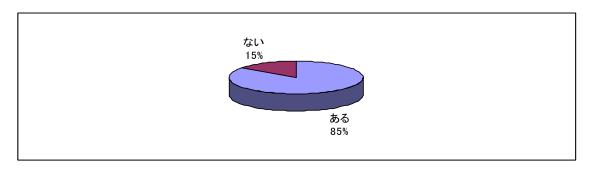
■Q5 主な収入源は何ですか *1つ選択



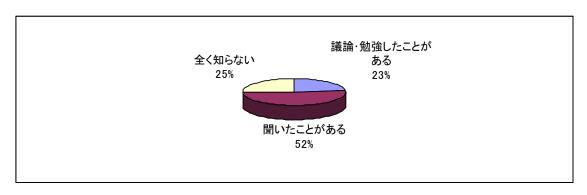
■Q6 そのほかの収入源があれば教えてください



- 2 現在検討されている、情報通信法に関して伺います
- ■Q7 「情報通信法」という言葉を聴いたことがありますか



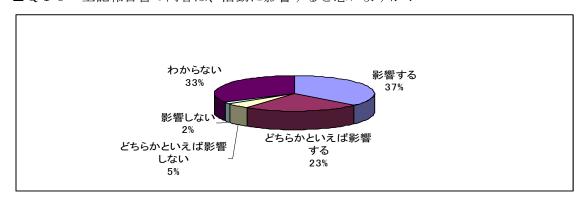
■Q8 「情報通信法」制定に向けた政府の検討内容について



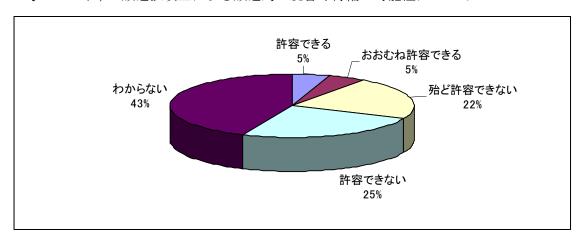
■Q9 「通信·放送の総合的な法体系に関する研究会報告書」(2007/12)の内容について



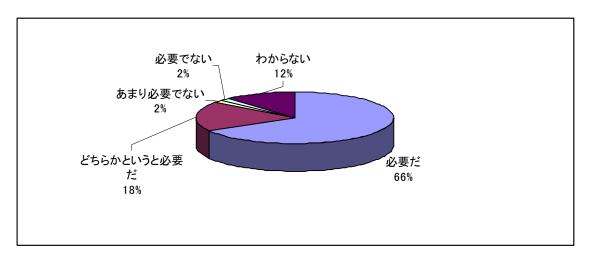
■Q10 上記報告書の内容は、活動に影響すると思いますか?



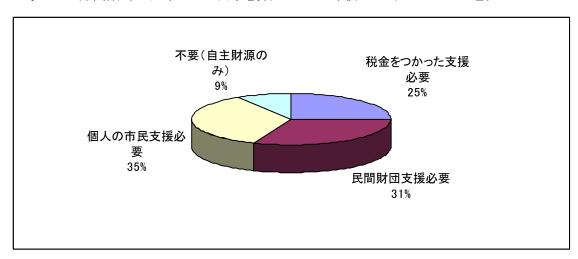
■Q11 昨年の放送法改正による放送局の統合や再編の可能性について



■Q12 非商業的メディアの存在を政策に反映させることについて



■Q13 非商業的メディアへの財政援助について今後はとくに *2つ選択



【クロス集計】

1) 情報通信法への関心度合

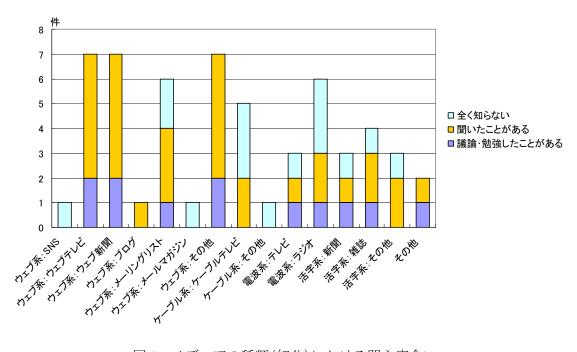


図1 メディアの種類(細分)における関心度合い

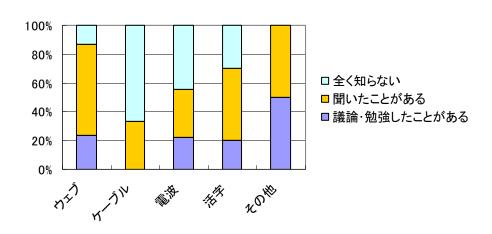


図2 メディアの種類における関心度合いの割合(有意確率 0.1%未満)

メディアの種類と関心度合いについてみると、ウェブ新聞などウェブ系のメディアが他のメディアよりも情報通信法について議論・勉強したことがある割合が高い。またケーブルテレビなどのケーブル系、ラジオなどの電波系が他のメディアと比べて「全く知らない」の比率が高い。ウェブ新聞などのウェブ系が、情報通信法についての関心度が高いのは、ウェブ上での意見表明に情報通信法が影響する可能性が高いと感じているからではないかと考えられる。

2)報告書の認知度

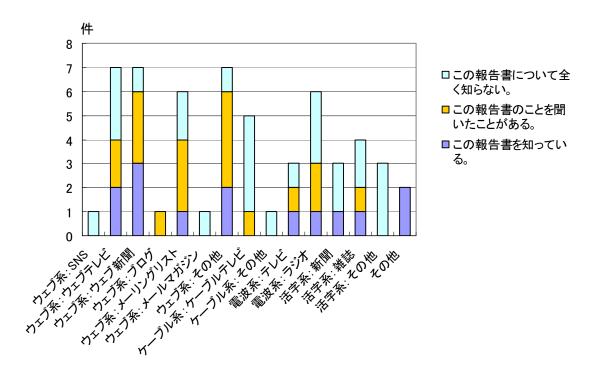


図3メディアの種類(細分)における報告書の認知

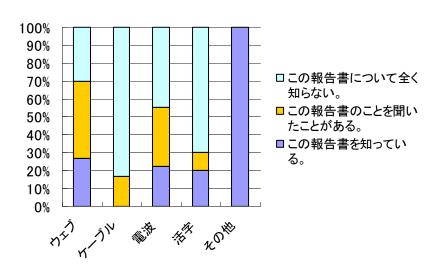


図 4 メディアの種類における報告書の認知の割合

メディアの種類と報告書の認知についてみると、「この報告書を知っている」はウェブ新聞が最も高いとともに、「この報告書を全く知らない」はケーブルテレビが高く、メディアの種類と関心度合いでみた結果と呼応していることが分かる。

3)報告書の影響

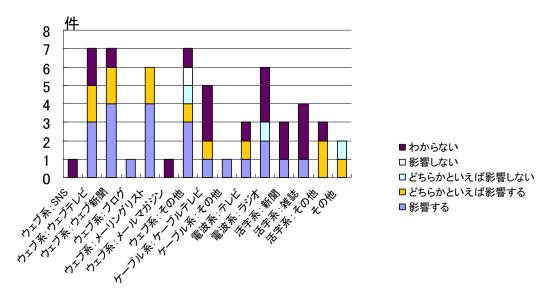


図5 メディアの種類(細分)と影響度合い

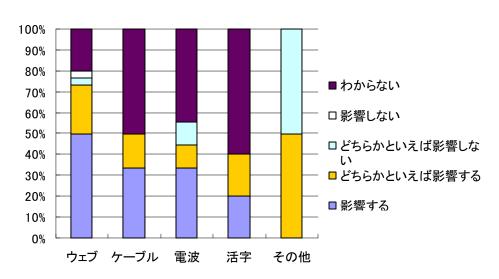
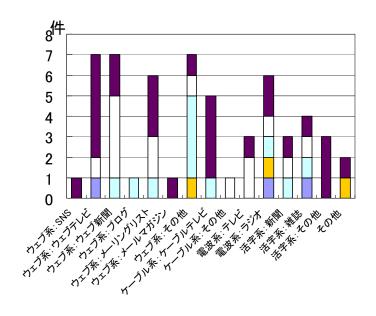


図6 メディアの種類と影響度合いの割合(有意確率 5%未満)

メディアの種類と影響度合いについてみると、メーリングリスト、ウェブ新聞、ウェブテレビ、ブログが、その殆どが「影響する」「どちらかといえば影響する」と回答している。ケーブルテレビや雑誌、ラジオなどは、情報通信法についての関心が低いためか、「わからない」という回答が多い。

4) 放送局の統合・再編の許容



- ■わからない
- □許容できない
- □ 殆ど許容できない
- □おおむね許容できる
- ■許容できる

図7 メディアの種類(細分)と許容範囲

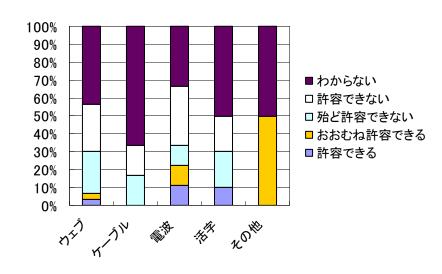


図8 メディアの種類と許容範囲の割合

メディアの種類と許容範囲についてみると、ウェブ新聞などウェブ系のメディアが、「許容できない」「殆ど許容できない」と回答している。また、ウェブテレビやケーブルテレビなど「わからない」と回答しているメディアが多いのも特徴である。これは、この情報通信法についての告知が不足していることが要因となっているのではないかと考えられる。

5) 非商業メディアの存在の政策への反映

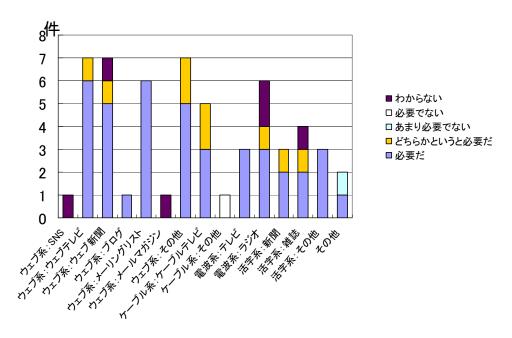


図9 メディアの種類(細分)と非商業的メディアの必要度

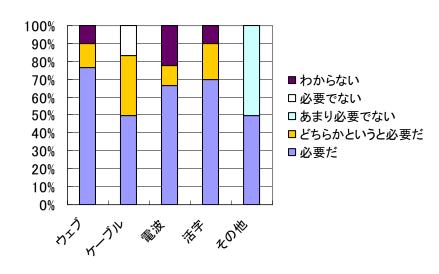


図 10 メディアの種類と非商業的メディアの必要度の割合(有意確率 0.1%)

メディアの種類と情報基本法の必要度をみると、非商業的メディアの存在を政策に反映させることが「必要だ」(40)「どちらかというと必要だ」(11)と考えているメディアが殆どである。

6)報告書の認知度と影響度

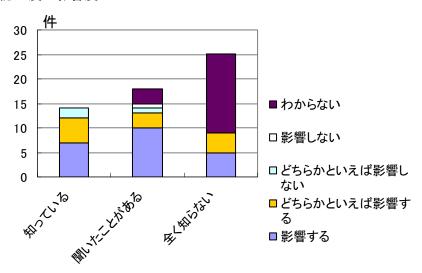


図 11 報告書の認知度と影響度(有意確率 1%未満)

報告書の認知度と影響度についてみると、「この報告書を知っている」メディアが、「影 響する」「どちらかといえば影響する」と考えている割合が高い。新しく制定される情報通 信法について知る程、影響すると回答している比率が高くなっている。

7)報告書の影響度と許容度

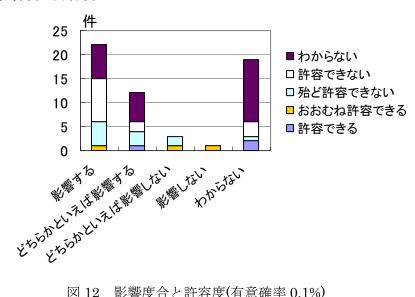


図 12 影響度合と許容度(有意確率 0.1%)

影響度合と許容度についてみると、「影響しない」「どちらかといえば影響しない」と回 答したメディアが少ないこと、そして、「影響する」「どちらかといえば影響する」と回答 したメディアで「わからない」と回答したメディアを除くと、その殆どが「許容できない」 「殆ど許容できない」と回答している。また、「わからない」と回答している比率が高いの も特徴で、情報通信法についての告知が十分でないことがうかがえる。

【自由記述回答の分析】

Q14 政府の情報通信法づくりについて

Q14 の回答数は32件、全体回答者の半分強であった。50字以上の記述は圧倒的に 多く21件で、短い記入でもとてもはっきりしている意見が多かった。

「市民メディアを認知して欲しい」という意見は一番多かった(19件)。二番目に多いのが、規制に問題を感じるという意見であった(10件、中はかなり厳しく「許さない」「反対」などの声も少なくない)。以下、「情報不足」(無回答者も同じ理由かもしれない)(8件)、PA(パブリックアクセス)の取り組みが欲しい(7件)、既存の制度の問題点や表現の自由の保証(6件)、従来の制度の問題(6件)についてのコメントが続く。3件はML(メディアリテラシー)の必要性と取り込みがビジネス中心であることを示した。

| 記述内容の分類 | 件数 |
|------------------|----|
| 市民メディアを認知して欲しい | 19 |
| 規制への否定、違和感 | 10 |
| 情報通信法の検討に対する情報不足 | 8 |
| パブリックアクセスの取り組み必要 | 7 |
| 表現の自由の保証 | 6 |
| 従来の制度の問題 | 6 |
| メディアリテラシー | 3 |

Q15 有害メディア規制について

Q15の回答数は36件で、全体回答者の6割強を得た。50字以上の記述は17件。有害メディア規制に対して反対が最も多く21件、条件付賛成は6件、賛成は5件、わからないその他は4件であった。

反対の意見は、「メディア側の自主規制に任せるべき」(5件)「表現の自由が侵される規制を政府がすべきでない」(3件)「市民の意識を高めることを目指すべき」(3件)「現行法制で十分」(2件)「脅迫など、刑法が適用されるもの以外は規制すべきでない」(2件)「被害者救済のための法整備はなされてもよい」(1件)などがあった。

賛成の意見の中でも「行政からの独立、公開性、異議申し立て・議論が可能、などの条件が必要」(5件)「有害の定義、さらにそれを誰が適用し、執行するかが問題」(3件)「フィルタリングなどは無意味」(2件)「あいまいな規制基準は設けさせない」「規制だけでなく、教育など別のアプローチも並行して行う必要がある」「年齢層別の段階的な規制が必要」(各1件)など、条件付賛成というものが多く、無条件に賛成というものは非常に少なかった。

| | 記述内容の分類 | 件数 |
|-------|-----------------------------------|----|
| 反対 | メディア側の自主規制に任せるべき | 5 |
| | 表現の自由が侵される規制を政府がすべきでない | 3 |
| | 市民の意識を高めることを目指すべき | 3 |
| | 現行法制で十分 | 2 |
| | 脅迫など、刑法が適用されるもの以外は規制すべきでない | 2 |
| | 被害者救済のための法整備はなされてもよい | 1 |
| | 合計 | 16 |
| 条件付替成 | 行政からの独立、公開性、異議申し立て・議論が可能、などの条件が必要 | 5 |
| | 有害の定義、さらにそれを誰が適用し、執行するかが問題 | 3 |
| | フィルタリングなどは無意味 | 2 |
| | あいまいな規制基準は設けさせない | 1 |
| | 年齢層別の段階的な規制が必要 | 1 |
| | 規制だけでなく、教育など別のアプローチも並行して行う必要がある | 1 |
| | 合計 (複数回答あり) | 11 |
| 賛成 | | 5 |

Q16 財政支援の具体的な仕組みに関して

Q16の回答数は31件で、全体回答者の半分強だった。50字以上の記述は19件。

| | 記述内容の分類 | 件数 |
|-----|---------------------|----|
| | 税財源を第三者機関が管理・分配 | 3 |
| | 商業放送の広告収入などの一部還元 | 3 |
| | 公共放送受信料の一部還元 | 3 |
| | 民間団体の支援 | 2 |
| 必要 | 政府の支援 | 2 |
| | 自治体の支援 | 2 |
| | 非商業的メディアへの税や公共料金の割引 | 2 |
| | その他 | 2 |
| | 合計(*分類による延べ件数) | 19 |
| 不要 | | 4 |
| | がらの徴収 しゅうしゅう | 2 |
| わから | らない | 3 |
| 上記以 | 以外の記述 | 6 |

Q17 非マスメディアまたはご自身の活動における課題や問題提起など

Q17の回答数は30件で、全体回答者の半分強だった。50字以上の記述は10件。 内容は2つに大別でき、一つは社会的なメディア環境に関する事柄について書いており、 (15件)、マスメディア市場原理主義的な状況や倫理についての批判(4件)、メディアリ テラシーの醸成(2件)、パブリックアクセスの導入(2件)、マスメディアに対峙する趣 旨を貫くという宣言(1件)、などがあがった。

もう一つは、自己の活動に関する事柄(19件)は、活動資金不足に関する事柄(6件)、 事業の拡大について(5件)のほか、自己の見直しを目指すもの、社会資本の投入を提起 するもの、デジタルデバイドや購読料の発生が情報の共有を困難にしている、という意見 があった。

多くの非営利メディアは運営が磐石でないにもかかわらず、マスメディアが流す情報の 偏りや業界体質の問題について、解決・補完を目指して活動していることがわかった。

| | 記述内容の分類 | 件数 |
|--------------------|----------------------------|----|
| | メディアを取り巻く環境の問題点を指摘 | 6 |
| 社会的なメディア 環境に関して | マスメディア市場原理主義的な状況や倫理についての批判 | 4 |
| | メディアリテラシーの醸成 | 2 |
| 深元に対して | パブリックアクセスの導入 | 2 |
| | その他 | 1 |
| | 合計 | 15 |
| 自己の活動に関して | 活動資金不足に関する事柄 | 6 |
| | 事業の拡大についての記述 | 5 |
| | <u> 出動の座目に 20・C</u> | 3 |
| | 運営の困難さ | 2 |
| | その他 | 3 |
| | 合計 | 19 |

3. 質問票

調査と回答方法: 以下の質問について、該当するものを選んで、または記述してお答えください。該当するものが無い場合は、その他の()内に記述をお願いします。問いは全部で17あります。回答に要する時間はおよそ5分程度です。
※ 印刷した調査票をご希望の方は、chosa@risup.net にご一報ください。

)

- 1 現在の活動についてお聞かせください
- $\blacksquare Q1$ 主にどのようなメディアで活動していますか? *1つ選択

活 字 系 : 新聞 雑誌 その他 () 電 波 系 : テレビ ラジオ その他 (ケーブル系:ケーブルテレビ その他 ()

ウェブ系 : メールマガジン メーリングリスト ブログ SNS ウェブ新聞 ウェブラジオ ウェブテレビ

ポッドキャスティング その他 () *携帯サイトなど

- ■Q2 主なメディアのほかにも利用するメディアがあれば、お書きください。 *自由記述
- ■Q3 主なメディアの活用目的や問題意識は何ですか *1つ選択まちづくり 社会福祉 マスコミが伝えない情報の提供社会運動の活性化 社会問題・環境問題への取り組みメディアへの市民参加の活性化 その他(
- ■Q4 そのほかのメディアの活用目的や問題意識があればお答えくださいまちづくり 社会福祉 マスコミが伝えない情報の提供 社会運動の活性化 社会問題・環境問題への取り組み メディアへの市民参加の活性化 その他()
- ■Q5 主な収入源は何ですか * 1 つ選択 広告料 購読料 (視聴料) 会費 個人·NPO による寄付(ボランティア労働 を含む) 財団·行政による助成金 企業による寄付/スポンサー その他
- ■Q6 そのほかの収入源があれば教えてください 広告料 購読料(視聴料) 会費 個人・NPO による寄付 財団・行政 による助成金 企業による寄付/スポンサー その他()
- 2 現在検討されている、情報通信法に関して伺います
- ■Q7 「情報通信法」という言葉を聴いたことがありますか ある ない
- ■Q8 「情報通信法」制定に向けた政府の検討内容について 議論・勉強したことがある 聞いたことがある 全く知らない
- ■Q9 2007年12月発表の「通信·放送の総合的な法体系に関する研究会報告書」の内容 に ついて

知っている 聞いたことがある 全く知らない

■Q10 上記報告書の内容は、活動に影響すると思いますか? どちらかといえば影響する どちらかといえば影響しない わからない

参考:

「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会報告書」は総務省のウェブで参照できます。

「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会 報告書のポイント」

「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会 報告書」

「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会 中間取りまとめ」に対する意見募集(平成19年6月19日発表)

- ■Q11 昨年の放送法改正による放送局の統合や再編の可能性について 許容する 許容しがたい わからない
- ■Q12 非商業的メディアの存在を政策に反映させることについて 必要だ 必要でない わからない
- ■Q13 非商業的メディアへの財政援助について今後はとくに *2つ選択 税金をつかった支援必要 民間財団支援必要 個人の市民支援必要 不要(自主財源のみ)

ここから先は自由回答です。

メディアを使ったコミュニケーションは基本的な人権と認められ、海外には非商業的・非行政的な「コミュニティラジオ」や「パブリックアクセス」制度があります。そういった制度の無い日本においては、インターネットを活用した非商業的な、または市民によるメディアの重要性は高いといえるのかもしれません。非商業的メディアや市民メディアの活動を取り巻く環境やその変化について、以下の項目に関連してご意見をお聞かせください。

■Q14 政府の情報通信法づくりについて(期待または懸念を具体的に) {
 ■Q15 有害メディア規制について(どのような規制が必要か、不要かなど) {
 ■Q16 財政支援の具体的な仕組みに関して {
 ■Q17 非マスメディアまたはご自身の活動における課題や問題提起など {

長い時間、ご回答にご協力いただきありがとうございました。以下に、差し支えの無い範囲をご記入いただきメールでご返送をお願いします。

団 体 名 : 団 体 U R L : 回 答 者 名 :

回答に関するお問い合わせ先:

電話: e-mail:

この調査に関する報告: 希望する 希望しない

以上

4. 参考文献と関連情報

【日本の市民メディア、海外の事例の紹介】

- ・『非営利放送とは何か 市民が創るメディア』松浦・小山編/ミネルヴァ書房・2008年
- ・『新版 パブリック・アクセスを学ぶ人ために』津田・平塚編/世界思想社/2006年
- ・市民メディア全国交流協議会(J-cam) http://alternative-media.jp/
- ・市民社会メディアと政策研究会@情報学環 http://web.mac.com/ellenycx/CSMPiii/

【海外における市民メディアセクターの政策】

・欧州議会 community media に関する決議

http://www.europarl.europa.eu/sides/getDoc.do?pubRef=-//EP//TEXT+TA+P6-TA-2008-0 456+0+DOC+XML+V0//EN&language=EN

- ・南米諸国の政策に関するニュース(スペイン語)http://legislaciones.item.org.uy/index
- ・EU における政策に関するニュースと研究 http://www.communitymedia.eu
- ・世界コミュニティ・ラジオ連盟(AMARC)のメンバーからのレポート

http://obsmedia.amarc.org/site.php?lang=EN

- ・オーストラリアの Community Broadcasting Foundation オーストラリアでは community media セクターのための政策は30年も続く。その結果、数多くのオーストラリア人は community radio に参加し、 57%のオーストラリア人は community radio を定期的に聞く。http://www.cbonline.org.au/
- · Community Media Matters Audience Research (2007 http://www.cbonline.org.au/index.cfm?pageId=51,0,1,0
- 2008 McNair Community Broadcasting National Listener Survey Results http://www.cbonline.org.au/index.cfm?pageId=44,179,3,1600
- ・イギリス、アイランド、ドイツ、スイス、オランダの制度の比較研究(オーストリア 放送通信委員会による研究報告)

Community Media in Europe Study (2008) Commissioned and published by the (RTR). Austrian regulator for telecommunications and broadcasting http://www.rtr.at/de/pr/PI13102008RF

- English translation of international comparison
 http://www.communitymedia.eu/images/publications_books/2008_rtr_community_media_in_europe_eng.pdf
- ・ カナダ、フランス、南アフリカなどの制度の比較研究

Price-Davies, Eryl & Tacchi, Jo (2001) Community Radio in a Global Context: A Comparative Analysis in Six Countries. Sheffield: Community Media Association. http://www.freie-radios.de/bfr/literatur/docs/Price-Tacci.pdf

・世界銀行のメディア政策成功事例案内

Broadcasting, Voice, and Accountability: A Public Interest Approach to Policy, Law, and Regulation. Washington, DC: The World Bank Group http://go.worldbank.org/W7PZU0XX30

【市民メディアとコミュニケートする権利】

『世界人権宣言』第19条

すべて人は、意見及び表現の自由を享有する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわりなく、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

http://www.unhchr.ch/udhr/lang/jpn.htm

国際的に認知度が高まっている 「コミュニケートする権利」の中では、人々のメディアへのアクセスする権利、プライバシー、学問的知識や政治情報の公共性、文化的な多様性、コミュニティ・メディア、オルタナティブメディアやマイノリティーメディアを含んだ多様なメディア制度、そして市民社会[1] <#_ftn1> の情報政策・メディア政策への参加の重要性が強調されてきた。

- ・ユネスコ『多くの声、一つの世界』 マクブライド委員会(永井道雄監訳)日本放送出版、 1980年
- · CRIS Campaign: http://www.crisinfo.org
- · Communication Rights Handbook: http://www.crisinfo.org/pdf/ggpen.pdf
- · Right to Communicate Network: http://www.righttocommunicate.org/
- ・CRIS、情報社会におけるコミュニケーションの権利キャンペーンについて(日本語) (FCT Gazette 2003) http://www.mlpj.org/ct/ct-pdf/bun_cri.pdf
- ・インターネット権利憲章 http://rights.apc.org/charter.shtml
- ・世界情報社会サミット市民社会宣言

http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/prompt/031217_3wsis.html

[1] <#_ftnref> 「市民社会」とは~ 行政、市場、そして「非市民社会」(un-civil society: 裏社会、人権や民主主義を否定する組織)と個人や家族の「親密空間」から区別した社会空間(Cf. 篠原一)。社会全体の改善を目指した「voluntary associations」(Keane, Arato & Cohen)。

【欧州会議のコミュニティ・メディアに関する決議】

最近欧州会議は community and alternative media(注1)を政策に位置づけている。以下の community media に関する決議が欧州議会により2008年9月25日に採決された。

決議はコミュニティ・メディアの定義と社会への貢献を視野に入れたものである。 概要は以下のとおり、

コミュニティ・メディアの定義とは、

- ・非商業的で行政・政府からの独立し、
- ・社会への貢献を目的とし、
- ・市民が主体的に運営すること

などを挙げている。

コミュニティ・メディアの社会的な役割は、

- ・市民のメデイア・リテラシーの上達、
- ・異文化コミュニケーションの発達、
- コミュニティへのサービス提供、
- ・メディア多様性への貢献、
- ・美術的・技術的なイノベーションのための「実験場」としての機能、
- ・地域的または文化的なコミュニティに必要な情報の提供、
- ・若者・移民・高齢者の社会参加を支援する機能、

などを挙げている。

その上で決議は、

欧州連合各国や欧州委員会がこうしたメディアを法制の中に、商業的なメディアや公共 放送とは区別したセクターとして認知し、支援制度を導入するべきであることを強調して いる。特にデジタル放送時代においては、コミュニティ・メディアに電波の分配と経済的 支援が必要であると言明している。

また、コミュニティ・メディアを支援する場合は、政府・自治体・行政からの独立性を 保証する制度が必要であると論じるとともに、コミュニティ・メディアを促進するための 実施基準の確立を推奨している。

(注1) community (and alternative) media は、一般的に「コミュニティーメディア」として翻訳されているが、ドイツ語で、gemeinnutzige Burger- und Alternativmedien、であり、日本語で「非商業的、非行政的な市民メディアとオルタナティブ・メディア」にあたるものであると考えられる。

REPORT on Community Media in Europe (抜粋)

全文(英語版)"MOTION FOR A EUROPEAN PARLIAMENT RESOLUTION on Community Media in Europe"

 $http://www.europarl.europa.eu/sides/getDoc.do?pubRef=-//EP//TEXT+REPORT+A6-200\\8-0263+0+DOC+XML+V0//EN$

MOTION FOR A EUROPEAN PARLIAMENT RESOLUTION

on Community Media in Europe

(2008/2011(INI))

The European Parliament,

- having regard to Articles 150 and 151 of the EC Treaty,
- having regard to the Treaty of Amsterdam amending the Treaty of the European Union, the Treaties establishing the European Communities and certain related acts, signed on 2 October, Protocol No. 9 on the system of public broadcasting in the Member States, C340/109,
- having regard to Article 11 of the Charter of Fundamental Rights of the European Union,
- having regard to the UNESCO Convention on cultural diversity which recognises the legitimacy of public policies for the recognition and promotion of pluralism,
- having regard to Directive 2002/21/EC of the European Parliament and of the Council of 7 March 2002 on a common regulatory framework for electronic communications networks and services (Framework Directive)⁽¹⁾
- having regard to Directive 2002/19/EC of the European Parliament and of the Council of 7 March 2002 on access to, and interconnection of, electronic communications networks and associated facilities (Access Directive)⁽²⁾
- having regard to Directive 2002/20/EC of the European Parliament and of the Council of 7 March 2002 on the authorisation of electronic communications networks and services (Authorisation Directive)⁽³⁾
- having regard to Directive 2002/22/EC of the European Parliament and of the Council of 7 March 2002 on universal service and users' rights relating to electronic communications networks and services (Universal Service Directive)⁽⁴⁾
- having regard to Directive 2007/65/EC of the European Parliament and of the Council of 11 December 2007 amending Council Directive 89/552/EEC on the coordination of certain provisions laid down by law, regulation or administrative action in Member States concerning the pursuit of television broadcasting activities⁽⁵⁾
- having regard to Decision No 676/2002/EC of the European Parliament and of the Council of 7 March 2002 on a regulatory framework for radio spectrum policy in the European Community (Radio Spectrum Decision)⁽⁶⁾
- having regard to the White Paper presented by the Commission on a European communication policy (COM(2006)0035),
- having regard to the communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions on a European approach to media literacy in the digital environment (COM(2007)0833),
- having regard to its resolution of 14 July 1995 on the Green Paper strategy options to strengthen the European programme industry in the context of the audiovisual policy of the European Union,
- having regard to the Commission Staff Working Document on Media Pluralism in the Member States of the European Union (SEC(2007)0032),
- having regard to its resolution on the risks of violation, in the EU and especially in Italy, of freedom of expression and information (Article 11(2) of the Charter of Fundamental Rights)⁽⁷⁾
- having regard to the study 'The State of Community Media in the European Union', commissioned by the European Parliament,
- having regard to the Council of Europe Recommendation Community Media/Rec(2007)2 of the Committee of Ministers to member states on media pluralism and diversity of media content,

- having regard to the Council of Europe Declaration (Decl-31.01.2007E) of the Committee of Ministers on protecting the role of media in democracy in the context of media concentration,
- having regard to the Joint Declaration on Diversity in Broadcasting drafted by the UN Special Rapporteur on Freedom
 of Opinion and Expression, the OSCE Representative of Freedom of the Media, the OAS Special Rapporteur on
 Freedom of Expression and the ACHPR (African Commission on Human Rights and Peoples' Rights) Special
 Rapporteur on Freedom of Expression and Access to Information, (adopted December 12, 2007),
- having regard to Rule 45 of its Rules of Procedure,
- having regard to the report of the Committee on Culture and Education (A6-0263/2008),
- A. whereas community media are non-profit organisations and accountable to the community that they seek to serve,
- B. whereas non-profit means that the primary objective of such media is to engage in activities of public and/or private interest without any commercial or monetary profit,
- C. whereas accountable to the community means that community media must inform the community about their actions and decisions, justify them, and be penalised in the event of any misconduct,
- D. whereas there are major differences between Member States regarding Community media dissemination and impact, which are greatest in those Member States which clearly recognise their legal status and are aware of their added value.
- E. whereas community media should be open to participation in the creation of content by members of the community, and thereby foster active volunteer participation in media production rather than passive media consumption,
- F. whereas community media very often do not represent a majority of those in society but serve instead a variety of smaller, specific target groups overlooked by other media, which are in many cases locally or regionally based,
- G. whereas community media fulfil a broad, yet largely unacknowledged role in the media landscape, particularly as a source of local content, and encourage innovation, creativity and diversity of content,
- H. whereas community media are obliged to present a clearly defined mandate, such as providing a social benefit, which also has to be reflected in the content they produce,
- whereas one of the main weaknesses of community media in the European Union is their lack of legal recognition by many national legal systems, and whereas moreover so far none of the relevant legal texts of the European Union addresses the issue of community media,
- J. whereas the introduction of a code of practice, in addition to legal recognition, would clarify sector status, procedures and role, contributing to sector certainty while also ensuring independence and preventing misconduct,
- K. whereas the Internet has propelled the sector into a new age with new possibilities and challenges, and whereas transition costs from analogue to digital transmission put a considerable burden on community media,
- L. whereas 2008 has been designated as the European Year of Intercultural Dialogue, which means that the media in the EU have a particularly important role to play providing an eminently suitable means of expression and information for smaller cultural entities within society as a whole and for continuation of the intercultural dialogue during 2008 and beyond,
- M. whereas community media are an important means of empowering citizens and encouraging them to become actively involved in civic society, whereas they enrich social debate, representing a means of internal pluralism (of ideas), and whereas concentration of ownership presents a threat to in-depth media coverage of issues of local interests for all groups within the community,
- Stresses that community media are an effective means to strengthen cultural and linguistic diversity, social inclusion and local identity, which explains the diversity of the sector;
- 2. Points out that community media help to strengthen the identities of specific communities of interest, while at the same

time enabling members of those communities to engage with other groups in society, and therefore play an important role in fostering tolerance and pluralism in society and contribute to intercultural dialogue;

- 3. Stresses also that community media promote intercultural dialogue by educating the general public, combating negative stereotypes and correcting the ideas put forward by the mass media regarding social categories threatened with exclusion, such as refugees, migrants, Roma and other ethnic and religious minorities;. stresses that community media are one of the existing means of facilitating the integration of immigrants and also enabling disadvantaged members of society to become active participants by engaging in debates that are important to them;
- 4. Points out that community media can play a significant role in training programs involving external organisations, including universities, and unskilled community members and act as a valuable hub for work experience; points out that training people in digital, web and editorial skills through their participation in community media activities provides useful and transferable skills;
- 5. Points out that community media act as a catalyst for local creativity, providing artists and creative entrepreneurs with a public platform for testing new ideas and concepts;
- 6. Considers that community media contribute to the goal of improving citizens' media literacy through their direct involvement in the creation and distribution of content and encourages school-based community outlets to develop a civic attitude in the young, increase media literacy, as well as build up a set of skills that could be further used for community media participation;
- 7. Stresses that community media help to strengthen media pluralism, as they provide additional perspectives on issues that lie at the heart of a given community;
- 8. Points out that, in light of the withdrawal or non-existence of public and commercial media in some areas, including remote areas, and the tendency by commercial media to reduce local content, community media may provide the only source of local news and information and the sole voice of local communities;
- 9. Welcomes the fact that community media can make citizens more aware of existing public services and can help to foster civil participation in public discourse;
- 10. Considers that community media may serve as an effective means of bringing the Union closer to its citizens by addressing specially targeted audiences; and recommends also that Member States collaborate more actively with community media in order to enter into a closer dialogue with citizens;
- 11. Points out that good quality community media is essential in order for it to fulfil its potential and stresses the fact that without proper financial resources there cannot be such quality,; notes that the financial resources of community media vary greatly but are in general rather scarce, and acknowledges that additional funding and digital adaptation would enable the community media sector to extend its innovative profile and to provide new and vital services bringing added value to the existing analogue offerings;
- 12. Notes that the sector lacks the support needed for it to be able to make major efforts to improve its representation to and contact with the European Union and national decision-makers;
- 13. Stresses the need for community media to be politically independent;
- 14. Calls on the Commission and the Member States to take into account the elements contained in the resolution by defining Community Media as:
 - a) non-profit making and independent, not only from national, but also from local power, engaging primarily in activities of public and civil society interest, serving clearly defined objectives which always include a social gain and contribute to intercultural dialogue;
 - b) accountable to the community which they seek to serve, which means that they are to inform the community about their actions and decisions, to justify them, and to be penalised in the event of any misconduct, so that the service remains controlled by the interests of the community and the creation of "top-down"-networks is prevented:
 - c) open to participation in the creation of content by members of the community, who may participate in all aspects

of the operation and management but where those in charge of editorial content must have professional status;

- 15. Advises Member States to give legal recognition to community media as a distinct group alongside commercial and public media where such recognition is still lacking without detriment to traditional media;
- 16. Calls on the Commission to take into account community media as an alternative, bottom-up solution for increasing media pluralism when designing indicators for media pluralism;
- 17. Calls on Member States for more active support of community media to ensure media pluralism, provided such support is not to the detriment of public media;
- 18. Stresses the role that may be played by local, regional and national authorities in supporting and promoting community media by providing suitable infrastructure, together with support within the context of programmes encouraging exchanges of best practice, such as the Community 'Regions for Economic Change' (formerly Interreg) programme;
- 19. Asks Member States to make television and radio frequency spectrum availble,, both analogue and digital, bearing in mind that the service provided by community media is not to be assessed in terms of opportunity cost or justification of the cost of spectrum allocation but rather in the social value it represents;
- 20. Acknowledges that on the one hand only a small portion of the sector has the knowledge and experience to apply for and benefit from EU support, while on the other hand funding officers are not aware of community media's potential;
- 21. Recognises that the sector could make more use of EU funding schemes in so far as they contribute to the objectives of community media, through the implementation of a number of specific programmes, such as the European Regional Development Fund and the European Social Fund as well as the possibility for education and training of journalists through the Lifelong Learning Programmes and others; stresses however that funding must come principally from national, local and/or other sources;
- 22. Urges community media to establish a European Internet platform through which useful and relevant information for the sector can be diffused, and to facilitate networking and exchange of best practices;
- 23. Instructs its President to forward this resolution to the Council, the Commission, the European Economic and Social Committee, and the Committee of the Regions, and to the governments and parliaments of the Member States.
- (1) OJ L 108, 24.4.2002, p. 33.
- (2) OJ L 108, 24.4.2002, p. 7.
- (3) OJ L 108, 24.4.2002, p. 21.
- (4) OJ L 108, 24.4.2002, p. 51.
- (5) OJ L 332, 18.12.2007, p. 27.
- (6) OJ L 108, 24.4.2002, p.1.
- (7) Adopted Texts, P5_TA(2004)0373.

http://www.europarl.europa.eu/sides/getDoc.do?pubRef=-//EP//TEXT+REPORT+A6-2008-0263+0+DOC+XML+V0//EN